

裁 決 書

審査請求人

代 理 人

処 分 庁

平成23年3月18日付で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護廃止決定に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、審査請求人に対し、平成23年1月21日に決定した生活保護廃止決定処分を取り消す。

理 由

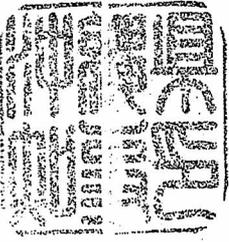
第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

（以下「処分庁」という。）は、生活保護法（以下「法」という。）第28条第4項に基づき、平成23年1月21日付で審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人は、これを不服として、平成23年3月18日付で沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し、審査請求を提起した事案である。

2 本件請求の趣旨及び理由

処分庁による本件処分の内容は、生活保護廃止決定通知書によると、請求人の内縁夫であり、本件審査請求人である（以下「代理人」という。）に収入申告書を提出するよう指導したが、期限を過ぎても未提出の状態であるため調査忌避として、法第28条第4項の規定により保護を廃止したものである。



これに対して、請求人は「収入申告書を請求される覚えはない。生活保護者でもない。」等と主張している。

本件審査請求は、処分庁が決定した本件処分に納得がいかず、処分の取消を求めるものと解する。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

本事案の事実関係は、関係資料等によれば、以下のとおりと認められる。

(1) 平成6年3月17日

処分庁は請求人の生活保護を開始する。

(2) 平成12年頃

請求人は内縁の夫と同居する。

(3) 平成22年12月13日

処分庁の職員は、請求人宅を訪問し、請求人が代理人と長男と一緒に住んでいることを確認し、請求人に対し、世帯認定を行う必要があり、収入申告をしなければならない旨伝える。

(4) 同年同月16日

処分庁の職員は、請求人宅において代理人と面談し、収入の状況を尋ねたが、代理人は回答を拒んだ。

(5) 平成23年1月6日

処分庁の職員は、代理人に電話し、代理人とその長男を請求人と同一世帯として世帯認定を行うので、収入申告書を1月14日までに郵送するように伝える。

また処分庁は同日付の消印で請求人に宛てて、収入申告書の用紙と [REDACTED] の10月、11月、12月分の収入申告書を提出してください。期限は1/14(金)必着です。」とのメモを郵送する。

(6) 同年同月19日

処分庁は、代理人の収入申告書が期限を超えても提出されなかったため、法第28条第4項に基づき、本件処分を決定する。

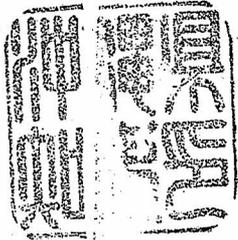


- (7) 同年同月 21 日
処分庁は、請求人宅へ廃止理由を「その他（法 28 条第 4 項調査忌避の為）」とする生活保護廃止決定通知書を郵送する。
- (8) 同年 3 月 18 日
請求人は審査請求を要求する文書を当庁あて送付する。
- (9) 同年同月 28 日
当庁は請求人より補正された審査請求書を受理。当庁から処分庁へ弁明書の提出を求める。
- (10) 同年 4 月 15 日
処分庁からの弁明書を当庁で受理。弁明書の副本を請求人へ送付し反論書の提出を求める。
- (11) 同年 4 月 25 日
請求人からの反論書を当庁で受理。

2 判断

(1) 法令等

- ア 法第 6 条第 1 項は、「この法律において『被保護者』とは、現に保護を受けている者をいう。」とし、第 2 項では、「この法律において『要保護者』とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。」と、用語の定義について定めている。
- イ 法第 8 条は、第 1 項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、第 2 項において、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と、基準及び程度原則について定めている。
- ウ 法第 10 条は、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めるこ



とができる。」と、世帯単位の原則について定めている。

エ 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と、指導及び指示について定めている。

オ 法第28条は、第1項において、「保護の実施機関は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」とし、第2項において、「前項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。」とし、第4項において、「保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」とし、調査及び検診について定めている。

カ 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と、被保護者の届出の義務について定めている。

キ 法第62条は、第1項において、「被保護者は、保護の実施機関が第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」とし、第3項において、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」とし、第4項において、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁



明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。」とし、被保護者の保護の実施機関からの指示等に従う義務について定めている。

ク 法第86条は、「(略)第28条第1項(要保護者が違反した場合を除く)(略)の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。」と調査忌避に対する罰則について定めている。

(2) 本件処分について

ア 同一世帯について

生活保護制度においては、保護の要否や程度は世帯を単位として判定し、実施することとしている(法令等ウ)。それは生活困窮という状態が、個人に現れる現象であるというよりは、生計を同一にしている世帯全体を観察してはじめて把握される現象であるという社会通念に基づくものである。

同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として同一世帯として認定することとされる。法における「世帯」とは、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同して消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をさすのであって、親族ばかりに限られない。

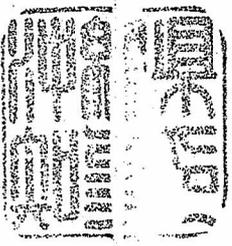
したがって、請求人には、世帯員の構成の異動、すなわち代理人及びその子との同居開始があったとき、法令等カに基づきすみやかに処分庁へ申告する義務があった。

イ 収入申告書の提出及び調査忌避について

生活保護の実施に当たっては、①厚生労働大臣の定める基準により測定した、②要保護者の需要を基とし、そのうち③その者の金銭又は物品で満たすことのできない、④不足分を補う程度において行うものと規定している(法令等イ)。具体的には、厚生労働大臣が定める基準によって最低生活費を計算し、これとその世帯の収入とを比較して、世帯の収入だけでは最低生活に満たさないときにはじめて保護が行われるため、保護の決定又は実施に当たっては、世帯の収入を的確に把握することが必要不可欠である。

このため、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに保護の実施機関にその旨を届け出なければならないとされている(法令等カ)。

また、保護の実施機関は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員にその居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査するこ



とができることとされ、要保護者が当該立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、保護を廃止できるとされている（法令等オ）。

「生活保護法の解釈と運用(小山 進次郎著 全国社会福祉協議会刊)」によれば、「拒み」とは、「立入調査そのもの全体を拒絶すること」、「妨げ」とは、「立入調査等それ自体は許容したにもかかわらず、その調査の実施上の具体的な行動を部分的に妨害すること」、「忌避」とは、「立入調査等の行われることを事前に予測して、その調査の対象となるべき身柄或いは物件をその調査等が行われ得るべき範囲外に転移して、事実上の調査等の実施に、著しい渋滞或いは不能をきたすこと」、と解されている。

ウ 本件処分の妥当性について

処分庁は、電話で代理人に対し、郵送した収入申告書を約一週間後の期限までに郵送するよう指示し、当該期限到来後、収入申告書の提出がないことをもって、法令等オの立入調査忌避として本件処分に至ったことが認められる(認定事実(5)ないし(7))。

ところで、法第28条に定める立入調査とは、要保護者について、当該職員に居住の場所に立ち入らせ、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査することをいい、調査員は調査権限がある旨の証票を携帯し、求めに応じて呈示しなければならない一方、立入調査の拒否、妨害又は忌避に対しては、保護の変更、停止又は廃止が出来るほか(法令等オ)、別途、罰金30万円の罰則が定められている(法令等ク)。

これらに照らして本件についてみると、処分庁がした行為は、郵送と電話とによる指示であって、そもそも法令等オに定める立入調査に当たるとは認めがたい。

また、請求人がした行為は、処分庁から指示された収入申告書を定められた期限までに提出しなかったに過ぎず、上述の「拒み」、「妨げ」又は「忌避」に当たらないというべきである。

加えて、処分庁が電話で指示した相手方は、請求人ではなく、代理人である。保護の実施機関が法令等エに記載の指導指示ができるのは、被保護者に限られ、要保護者(法令等ア)については助言指導を行うことができると解される。被保護者でなく要保護者でもない代理人には、収入申告書を提出する指導に従う義務はない。このため、処分庁からの電話等による指示が立入検査であり、その指示に従わないことに対して、請求人に対する不利益処分又は罰則の適用があり得るとは、代理人において認識していなかった可能性もある。

本件においては、被保護者である請求人に対し、法令等カに記載の世帯構

成の異動に関する届出や世帯員全員の収入申告書の提出を指導指示し、これに従わない場合には法令等キに定める弁明の機会を与えた上で保護の廃止を検討すべきであった。

以上のように、処分庁が行った本件処分には瑕疵が認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成23年6月1日

沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 上原 良幸

